

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第3回）

議事録

1. 日時

令和6年3月6日（水）14:30～16:30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（甲南大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、若林 亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳

迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 改めまして、皆様、こんにちは。本日、御参加いただきまして、どうもありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ第3回の会合を開催いたします。

本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず最初に、事務局から、ウェブ会議関係の留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺です。

本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等には、事務局からお声がけさせていただきますので、御了承ください。

本日の資料については、資料3-1から資料3-3まで及び参考資料3-1でございます。

なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれておりますため、システムにおける表示では、傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員におかれましては、構成員限りの情報について、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、早速本日の議事に入ります。本日は、ユニバーサルサービスの在り方について、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、そして、楽天モバイル株式会社にヒアリングを実施したいと思います。

まずは各社20分程度で御説明をいただきまして、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。本日は時間が限られておりますので、恐れ入りますが、進行管理の観点から、残り時間5分、3分、0分の時点で事務局から合図が出ますので、発表をそのタイミングで終わらせていただけるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ＫＤＤＩ株式会社からまず御説明をお願いいたします。御準備ができましたらば、よろしくお願いいたします。

【ＫＤＤＩ株式会社（岸田執行役員）】 ＫＤＤＩの岸田でございます。本日、お時間いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料に沿って御説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、まず1ページ目ですけれども、通信におけるユニバーサルサービスの政策目的についてです。

めくっていただきまして、ユニバーサルサービスの政策目的ですけれども、これは国民生活に不可欠なサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保ということですので、この下に書いておりますが、適切というのは、誰もが利用可能な低廉な料金で一定の品質水準で提供されていると。それから、公平であること、誰もが同等の条件で利用可能、これは地域間格差がない、解消されているということ。そして、安定的な提供、ここは重要なポイントだと思っておりますが、提供事業者の財務的基盤や技術力により実現される役務提供の安定性、これが重要であるというふうに政策目的については理解しております。

次、お願いします。この政策目的ですが、競争を通じて整備したり維持したりができないエリアにおける役務提供の担保であるということになりますということです。そういう意味で言いますと、一つは、公共の利益のための特別な責務を担うようなことが必要だと。それで、そういう意味では、NTT法の第3条には、電話のあまねく義務というのが規定されていて、撤退禁止を担保しているという意味で、これが役割を果たしている。

もう一個は、交付金制度だと思います。これは電気通信事業法の方に規定いただいておりますけれども、事業継続に関係する多くの事業者で支える補填の仕組みになっている。

電話の場合は、この①と②で担保しているわけですが、ブロードバンドの方は、②の方しか今のところは規定されてないと理解しております。

次のページをお願いいたします。このユニバーサルサービスの対象役務なんですけれども、これはもう国民生活に不可欠な役務ということになろうかと思えます。現在、固定地点における最低限の通信手段（ナショナル・ミニマム）を確保するものとなっていると思うんですけれども、この考え方は日本を含めて主要国ほとんどで採用されているものになります。

次のページですけれども、海外のユニバーサルサービス、これはこの後、説明しますが、主要国で見ますと、モバイルそのものをユニバーサルサービスとして位置づけている例はほとんどありません。ブロードバンドユニバーサルサービスの最終保障を事業者に課していないというところでも、そこも日本だけです。

これは、下の方にちょっと小さい字になって恐縮ですが、欧米ですとか韓国、オーストラリアなどの主要国のユニバーサルサービスについては、固定地点（世帯）における音声

とブロードバンドが対象になっている。欧州については、ブロードバンドの高速化が遅れているという事情がありますので、依然として音声（固定電話）のみを指定している国が多い。

全般的に見ますと、音声・ブロードバンドとも固定回線を基本としていて、ルーラル地域は例外的に固定無線を活用する。こういう傾向になっています。

これは、次のページを見ていただくと、今お話したことが表にまとまっています。ざっとポイントだけ、もう一度繰り返しますが、説明いたしますと、縦軸にいろんな要素が項目が書いてあって、横に国の名前が入っていますけれども、ユニバーサルサービスの提供単位、これが固定地点ですよということを先ほど申し上げましたが、どの国もそうになっています。

あと、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスの技術、ここは技術中立的にやっているという国がほぼほぼ全部かなと思います。ただ、技術中立ですから、無線も活用しますが、その次の段を見ていただくと、固定ブロードバンドの主要技術という意味では、光ファイバであったり、DSLだったり、ケーブルだったり、固定網がメインです。

フィンランドはちょっと例外的にモバイルですけれども、ここは世帯のほとんどがモバイルしか所有していないという特殊な環境がありますので、そうなっているということかと思いますが、その下の光整備率を見ていただくと、せっかくある、こういう99%いっているような日本だとか韓国というのは光ファイバ、スペインも90%整備されていますから、光ファイバと。やはり今、既に整備されているものをいかにうまく活用して、経済合理性も満たしながら技術中立的にやるかという観点で世界各国とも設計されているのではないかなと思います。

先ほど日本だけ提供義務がないと申し上げたのは、一番左下に赤で囲ってありますが、海外の国々では、旧国営事業者さんがやはりそのインフラをお持ちという事情もあると思うんですけれども、提供義務を担っていらっしゃると、こういう状況になっています。

次お願いします。次、まず電話とブロードバンド両方ありますけれども、まず電話のユニバーサルサービスについて、もう少し詳しく御説明いたします。

めくっていただきまして、9ページ目になりますけれども、電話のユニバーサルサービスの現状、これはもう皆様御理解のとおりかと思いますが、改めてもう一度図で御説明しますと、まず線路敷設基盤があって、その上、この線路敷設基盤というのは、NTT東西さんが持っている「特別な資産」と言わせていただきましたけれども、土地、局舎、とう

道、管路、電柱、公社時代から承継した全国のこういったものと。この上に、メタルであったり光ファイバが敷設されていて、今の電話のユニバーサルサービスというのは、メタル設備で加入電話を提供している、あるいは、光ファイバの上に光IP電話を提供していると。例外的に、それでは経済合理性もないというところで、ワイヤレスの方がいいだろうというところは、ワイヤレス固定電話を、無線を活用している。こういうふうに理解しております。

次のページをお願いいたします。今お話しした3層構造の中の一番下の線路敷設基盤、これはNTTさんが公社時代から継承されて、独占的に維持管理をされているというのが現状でして、設備で見ると、先ほどの真ん中のレイヤーになりますけれども、メタルのシェアは100%、光ファイバのシェアは74%というのが現状かと思えます。

次、お願いします。11ページ目ですけれども、今度、一番上のレイヤーの役務の提供状況はどうかと言いますと、加入電話は約1,500万、光IP電話は約4,500万回線と。あと、ワイヤレス固定電話も一部ありますけれども、電話という意味では、今なお6,000万の規模でニーズが存在しているということには変わらないということかと思えます。

次、お願いします。こういった状況の中で、電話の責務の必要性、NTT法により「自己設置による地域通信の提供義務」、あるいは、「あまねく電話の提供義務」が規定されているわけですが、これらの規定が急になくなるとなると、国民のコンセンサスもないうまま電話サービスの最終的な提供が受けられなくなるおそれがあるということを危惧しますので、ここの電話の責務をいかに確保するかということが重要かと思えます。この一番下に書いていますが、やはり赤字エリアから撤退して地方が切り捨てられるということがあるといけないということを心配しております。

次のページをお願いいたします。13ページですけれども、時代に合わせた電話の責務の考え方というところです。NTT法第3条の「あまねく電話の提供義務」についてですが、これはメタルの加入電話を前提とし続けるのではなく、先ほども海外の例もお話ししましたが、技術中立的に見直して、メタルに加えて光ファイバも含めた責務として、この「特別な資産」を有するNTTさんが公共的な役割を引き続き担うべきだと考えておりまして、この下の図のとおりですけれども、今の条文で言うと加入電話だけに見えてしまうので、光IP電話だとかワイヤレス固定電話を含めて担えるというふうに読めばいいのかなと考えています。

次のページ、14ページです。今度はブロードバンドユニバーサルサービスについてです。

こちらについても少し詳しくお話いたします。

15ページをお願いします。このブローバンドバンドユニバーサルサービスに関する基本的考えです。これは定義ですけれども、国民生活に不可欠なテレワークであったり遠隔医療、あるいは遠隔教育、こういったものを日本全国で継続的・安定的に提供することが必要ということで、そのために固定ブロードバンドが不可欠であるということだと思っています。

加えて、今、別のところで法案が出されていると思うんですけれども、光ファイバ整備によって条件不利地域の放送インフラも、基幹放送というか、そういったものも扱っていくような話もありますので、そういったものの代替にも可能だと考えております。

次、をお願いします。16ページです。固定ブロードバンドサービスに必要な設備の確保です。デジタル田園都市国家構想ですけれども、この中では2027年度末までに光の全国世帯カバー99.9%が目標になっていまして、ここはユニバーサルサービスのこういった検討を行う上では、前提に置いておく必要があらうかと思っています。

これは何が何でも光ということを申しているわけではなくて、こういうインフラがある、先ほど光の整備率も各国の状況を御説明しましたが、こういったものを使って最も経済合理的なものを使っていけばいいとは思っています。

そういう意味で言うと、この下の図の中では、光ファイバの上にF T T Hを提供したり、あるいは、光ファイバを使って基地局回線を引いたりして、ワイヤレス固定で専用型で無線でブロードバンドを実現するというのもあるだろうと思っています。

2027年度末までの99.9%なんですけれども、残りの0.1%、ここは離島だったり、かなりの山間部だったりするのかもしれませんが、こういったところに光ではない手法を活用するのもあるかなと考えています。

それは次のページを見ていただければと思うんですが、17ページです。残りのこういった条件不利地域については、技術中立的に、設備のレイヤーのところなんですけれども、カバーする必要があると考えていまして、ここは固定無線であったり、モバイルであったり、衛星であったりということを活用していけばいいと考えています。

「特別な資産」を有するN T Tさんが、光ファイバのこの最終責任を持つと。この光ファイバも、みんなで支えていろんな事業者でつくっていくんですけれども、最終責任というところを、やはりユニバーサルサービスですので、確保しなければいけないということで、ここは特別な資産を持たれているN T Tさんに担っていただくことを前提にして、

我々としても、MNOも、無線によるエリアカバーで役割を担っていければと、設備のこういうネットワークも供給をさせていただければと考えております。

次に、無線に関する留意事項、ここは参考までにというか、もう皆様御存じのところかと思いますが、モバイル網を丸々光ファイバに置き換えるというのは、ちょっと代替できるものではないと。なぜかという、この下の図にありますとおり、右の図を見ていただくと分かるんですが、モバイル網というのは、NTTさんの局舎に設備をコロケーションさせていただいて、光ファイバでずっと基地局までつないできて、そこから電波を出しているという形ですので、光ファイバ区間がかなりのものがあります。これがないとモバイル網は成り立たないので、まず、光ファイバがあって初めてのモバイルだということ、ここは改めて忘れないでおくことは必要かと思っております。

次のページです。19ページ。時代に合わせたユニバーサルサービス責務の見直しということが必要かと思えます。公共の利益のために特別な使命を担う特殊会社であって、先ほど来御説明している「特別な資産」の上で全国レベルでの光ファイバの展開が可能ということと考えますと、NTTさんに対するNTT法上の責務ということをお願いしなければいけないかなと思っていて、固定ブロードバンドのラストリゾート責務というのを課す必要があると。そう意味では、NTT法3条というのは、時代に合わせて見直す必要があるのではないかと考えております。

20ページは参考ですので、ここは後で御覧いただければと思っておりますが、モバイルユニバーサルサービスについての課題点というのは幾つかあるかなと思っております。

以上になります。御清聴ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。大変効率的にお話しいただきまして感謝しております。

それでは、続きまして、ソフトバンク株式会社に発表をお願いしたいと思います。もし準備ができましたら、よろしくお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 ソフトバンクの松井です。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページ目をめくってください。まず、本議論の前提を述べさせていただいています。国民生活に不可欠な通信サービスのあまねく提供を確保するという法制度は極めて重要でして、長年積み重ねてきた政策議論を踏まえて、慎重に検討していただきたいというのが

1 点目になります。

さらに、「2025年を目途にN T T 法を廃止」の可能性みたいなものをあらかじめ示すなど、予断を与えるようなことなく、国益ですとか国民の声をしっかり反映して、あるべき規律の在り方というものを議論していただきたいという点も併せて前段で御要望させていただきます。

2 ページ目を御覧ください。当社の意見の詳細については、この後細かく説明させていただきますが、基本的には、電電公社由来の資産を継承するN T T 様が、公益的責務を負わなくなることに対する懸念から、ユニバーサルサービスを時代に応じてアップデートすることについては構わないんですが、N T T 法は残すべきであるというのは我々の基本スタンスです。これも御存じだと思うんですけども、181社が同じように地方切捨てに対する懸念を表明しておりますので、この点も議論の中で十分考慮いただきたいと思います。

3 ページを御覧ください。これ以降で検討の前提について述べさせていただきます。

4 ページを御覧ください。前述のとおりなんですけれども、ユニバーサルサービス制度は、国益・国民生活の観点で非常に重要であると考えています。

5 ページを御覧ください。そもそもユニバーサルサービス制度に関しては、先ほど御説明もありましたけれども、競争原理の導入に伴って、不採算地域のサービス提供が困難になるおそれがあるというところから生まれた制度であると理解しています。

この図にありますとおり、従来N T T さんが一社で独占して電話提供を行っていたところを、通信の自由化で採算地域の競争が進んだと、N T T さんの収入が減少したというところがありました。これによって不採算地域でのサービス維持というものが困難になって、制度に基づく交付金での維持を図ったという経緯がありますので、きちんとここを押さえるべきかと思っています。

したがって、制度の検討においては、競争だけでサービス提供は確保できないという部分にどのような手当てをしていくのかということを中心にフォーカスして議論していく必要があるかなと思っています。

6 ページを御覧ください。こちらは、現状のユニバーサルサービスを示したものです。御存じの方は多いと思いますけれども、一号役務としては加入電話、二号役務として固定ブロードバンドが指定されています。共通点としては、赤く書いてあるんですが、それぞれ地方等でサービス維持が困難になって、こういう制度が立てついたという背景がござい

ます。

7 ページを御覧ください。固定ブロードバンドサービスについては、これも御存じのとおり、テレワークですとか遠隔医療などのSociety 5.0なども意識した上で、一昨年の法改正で新たに基礎的電気通信役務に指定されたという経緯がございます。このことから、制度の趣旨としては、単に国民がたくさん使っている、そういうサービスであるという意味合いではなく、新たな時代の社会基盤となるインフラ・サービス等への情報アクセス権の確保という観点で、どうあるべきか、制度を検討していただきたいと考えております。

8 ページを御覧ください。こちらは御参考ということで、固定電話の話を入れていますが、一号役務である加入電話については、やはり依然として社会的に根づいていまして、全国的な維持が必要だと思っていますので、当面は電話のあまねく責務というものも必要ではないかと考えております。

9 ページ目を御覧ください。こちらは参考ですけれども、現状でも固定電話の需要が相当程度存在するということを示したデータになりますので、後ほど御確認をいただければなと思っています。

10 ページ目から、情報アクセス権の確保に関して必要なものについて述べさせていただきます。

11 ページ目、こちらはKDDI さんもおっしゃったこととかぶりますが、情報アクセス権について検討していく前提として、国民の電話加入権とか、そういう資産を活用して公社から継承した線路敷設基盤等、これを活用した固定回線網という特別な資産を保有しているという点が極めて重要なポイントであると弊社としても考えております。ですので、これら資産は、ユニバーサルサービスの確保に当たって極めて重要であるという考えでございます。

12 ページを御覧ください。こちら、先ほどのページの根拠の部分なんですけれども、これも御存じのとおり、NTT 様の「特別な資産」については、固定だけではなくて、モバイルですとかIoT サービスを含むあらゆる通信のアクセスラインに不可欠な基幹網になっているということです。そういう意味でも重要だという認識でございます。

13 ページを御覧ください。このような特別な資産を含め、通信インフラに求められる役割というのは、単にコミュニケーション、「もしもし、はいはい」みたいな世界ではなくて、今後我が国のデジタル実装を進めるための通信インフラの基盤としての働きだと理解していますので、その意味でも、光ファイバ網の存在は不可欠だと考えております。

14ページを御覧ください。これは先ほどＫＤＤＩさんが触れていた話で、デジタル田園都市国家インフラ整備計画においても、光ファイバの整備というものを目指しているということを参考に入れさせていただいています。

15ページを御覧ください。こちら、ちょっと図が分かりにくいかもしれませんが、これはエリア毎のサービスイメージを示したものです。光提供エリアと光未提供エリアで、いろいろサービスレベルの確保方法は幾つかバリエーションがあると思いますが、まずサービスの効率性の観点のために、光未提供エリアには、無線の活用等は検討し得るのではないかと弊社としても考えています。ただ、この場合においても、基幹インフラとしては光ファイバが必要になりますので、そこに関する全国的な設備維持というのは必須であるという認識でございます。

16ページを御覧ください。これまで述べさせていただいたサービスイメージを確保するためには、公益性が存在する「特別な資産」を有するＮＴＴ様に一定の責務を課すことが必要であって、既存のＮＴＴ様の光エリアですとか線路敷設基盤を縮退させない前提下、当面は、これもＫＤＤＩさんと意見は同じなんですけど、最終保障提供責務とすることが合理的ではないかと考えております。

17ページを御覧ください。加えて、ユニバーサルサービスの安定提供と「特別な資産」の確実な維持のために、そういう観点でも法的担保というものが必要であると考えています。具体的には、ＮＴＴ様の重要設備の譲渡ですとか担保制限を、今、線路敷設基盤が一部入っていないという状況がございますので、ここまで拡大するとともに、電話のあまねく責務に加えて、固定ブロードバンドの最終保障提供義務を追加するということが必要なのではないかと弊社としては考えております。

18ページを御覧ください。18ページと19ページは、特別な資産の保護の必要性という観点で、経済安全保障ですとか自己設置義務の規定との関わりを記載している部分ですので、詳細は説明を割愛させていただきたいと思っています。後ほど御確認いただければと思います。

20ページ目以降で、携帯電話の指定の是非に対する考えについて御説明をさせていただきます。

21ページを御覧ください。先ほど述べたとおりなんですけど、既にユニバーサルサービスについて指定されている固定ブロードバンドについて、効率的な提供ですとか技術的中立性の観点から、ラストワンマイルに無線技術を活用するということ自体は否定しておりま

せん。その際、指定対象外となる携帯電話の周波数帯を用いる共用型のワイヤレス固定ブロードバンド、こちらも検討対象に含めてもよいのではないかと考えておりますので、1点提案をさせていただいております。

22ページを御覧ください。ただし、その場合においても、やはり無線に関しては、屋内浸透ですとか無線リソースなどの技術的な制約の考慮が必要だと思っています。そもそもモバイルは面的カバーを目的としたサービスではなくて、固定地点での利用保証したものではありません。右の図にあるように、サービスエリア内でも屋内での利用は不可というようなケースもありますので、こういう前提で、どのような制度設計というものができるかというのを議論を深める必要があるかなと考えております。

23ページを御覧ください。こちらから、固定ブロードバンド利用の置き換えという意味合いではなく、そもそも携帯電話ですとかモバイルブロードバンドを指定すべきかということに関しての見解を述べさせていただきます。

携帯電話・モバイルブロードバンドサービスについては、実際広く国民に利用されているということは理解しているんですけども、複数の理由から、弊社としては、ユニバーサルサービスに指定することはそぐわないと考えていますので、以下で順に御説明をさせていただきます。

24ページを御覧ください。まず第1に、ユニバーサルサービス制度については、制度趣旨から、役務の範囲ですとか担保措置などは必要最低限であるべきとなっておりますので、そこを考慮する必要があるだろうと。仮にモバイルを指定する目的が、例えば、競争による促進を超えて面的エリアカバーを拡大することですとか、モビリティを確保することみたいなことで拡大してしまうと、国民の負担増大につながり得ますので、ここは適切ではないと考えております。

25ページを御覧ください。2つ目は、指定に伴う政策的なメリットの欠如の問題です。これは既に携帯電話・モバイルに関しては、地理的格差なく料金は統一でありまして、エリア縮小のような利用可能性を脅かすような可能性も現時点では見えません。そもそも指定することによる期待される効果ですとか、そういうメリットがありませんので、指定する必要はないのではないかとというのが弊社の考えになります。

26ページを御覧ください。こちらはちょっと各論になりますけれども、災害時の利用と指定の有無に関してですが、これも無関係であるというのが弊社の考えです。あくまでユニバーサルサービス制度は「地理的格差の発生防止」であり、携帯電話が災害時に多く利

用されたとしても、これと指定の有無というのは全く関係ないと考えています。

なお、先般の能登半島地震の際に、固定に比較すると復旧が早かったといったような指摘もあったと思いますけれども、それはあくまで衛星とかも副用して活用した応急復旧というものでありまして、携帯電話の完全復旧そのものにはやはり光ファイバが不可欠です。そもそも復旧の速さも指定の有無とは関係ないということで、ここに関しても異論があるということで述べさせていただきました。

27ページを御覧ください。これも衛星とかHAPSみたいなのが議論になっていますが、ここもやはりNTNの全般に関しては、インフラの冗長性確保とか、そういった観点で政策的に今後も議論していく必要性はあると思うんですが、技術ですとか安全保障面、いろいろな観点で、現時点でユニバーサルサービスとして是非を論じるのは時期尚早であると考えております。

28ページを御覧ください。加えて、幾つか細かく書いているんですが、結論としては、NTT様の提案している「モバイルを軸としたユニバーサルサービス」については、国民や地方ファーストではなくて、NTTファーストになる懸念があるのではないかとということで、弊社は懸念しております。

まず理由の1つ目は、デジタルデバイドの発生です。特に、モバイルでの提供を前提に、不可欠サービスの品質基準を下げるといったことがあった場合は、有線も利用できる都市部との格差が発生するということが懸念の一つです。

2つ目、モバイルベースになることで、NTT様の資産に関する規律が弱まって、基幹インフラの撤去ですとか、縮退のリスクが生じるということです。

3つ目、それは2つ目にも関連するんですが、地域メディアとしての機能を持つ地方事業者がそれによって衰退する懸念があるという点です。

4つ目は、競争中立性の喪失ということで、NTT持株様並びにNTT東西様と資本が一体であるドコモ様については、やはりNTT東西様からの光ファイバの貸出料金水準の影響を競争事業者以上には確実に受けづらい構造にあると思っていますので、ユニバーサルサービスとしてのエリア・品質確保において優位となる懸念があるのではないかと考えています。

また、NTT様の御提案どおり、例えば、品質保証が課されるというようなことになった場合に関しては、光ファイバの仕様ですとか提供条件がドコモ様のサービス展開によって優位なものになるとか、そういった観点で、公正競争が損なわれる懸念もあるのではな

いかということで弊社としては考えています。

したがって、これは弊社としては否定しているんですが、もしモバイルを軸にユニバーサルサービスを考える場合は、ＮＴＴグループさんの資本の在り方を含めてセットで検討する必要があるのではないかと考えております。

29ページ以降は、これまでの考えを基に、あるべき法形式の在り方、特にＮＴＴ法の必要性について述べさせていただきたいと思っています。

30ページを御覧ください。そもそも電電公社が民営化されたというのは、公共性と企業性の調和が理念である、公社事業の非効率あるいは不採算性の解消も目的であって、経営の自由を完全に委ねていいというものではないと理解しています。民営化後であっても、公共性の極めて高い特別な資産は、ＮＴＴの一存で自由に取り扱ってよいものではないと考えております。

31ページを御覧ください。ユニバーサルサービスの確保に当たっては、退出規制の検討が必須であると考えています。これに関しても、過去に取りまとめで整理されておりますとおり、一般の民間企業に対して退出規制を課すというのは、法的に非常に困難であると考えています。また、仮に特殊会社たるＮＴＴ様を除く事業者に退出規制というのを課した場合は、エリア拡大のインセンティブ自体が減少してしまいますので、ユニバーサルサービスの政策目標の一つである、未整備エリアを解消していくといったことにマイナスになるのではないかと懸念もございます。

32ページを御覧ください。したがって、ユニバーサルサービスの確保の観点からは、「特別な資産」を有するＮＴＴ様に責務を担っていただく必要があると弊社としては考えています。

今回、電話のあまねく責務の見直しが議論されておりますけれども、ここで留意すべき点があります。当該責務規定は、今、自己設備設置義務ですとか、重要設備の譲渡禁止と併せて、「特別な資産」を維持する効果を有しているという点がございます。すなわち、ＮＴＴ法の規定はインフラを保護するという役割がありまして、単なる電話サービスを確保するという規定にとどまらないということは理解いただく必要があるかなと思っています。

仮に今回、電話が不要だということで、例えば、ＮＴＴ法の責務規定がいろいろ緩和されたり、効率的な提供のために自己設備以外の利用が認められたり、設備譲渡が認められたりということが行われてしまうと、あらゆるサービスの基盤である特別な資産の維持が

制度的に担保されなくなるという懸念があると考えております。

33ページを御覧ください。こちらは今までの話と若干毛色は変わるんですが、将来的な通信サービスの提供の構想イメージをちょっと記載しております。

図の右側の黒い矢印で示されている部分は、最終的に利用者が利用するサービスなんですけれども、こちらは時代とともにいろいろ変化していくと。主流になるサービスは変化すると考えています。事実、固定電話から、今ブロードバンドですとかモバイルに変化してきているというような状況がございますし、5年後、10年後はどうなっているか分からないということです。その一方で、中央にある赤い矢印の部分、ここに関しては、基幹となる線路敷設基盤を含むアクセス網であって、こちらは時代を問わず不可欠のまま変わっていません。

このような構造の中で、変化している右側のサービスを軸にユニバーサルサービス制度を設計して、結果として基幹となる赤いアクセス網を毀損するというようなことがあってはならないと考えております。

これまでNTT法では、アクセス網を保護して、事業法はサービス確保を企図してきました。ユニバーサルサービス制度が競争の補完ということを考えると、右の図にあるような利用者が利用するサービスというのは、制度に頼らず、理想は競争を通じて担保されるというのがベストだと感じています。

中期的に我が国のインフラの在り方を考えれば、将来的には、最低限必要なインフラですとかネットワークを維持する制度へ昇華して、ここのタイトルにありますように、「ユニバーサルアクセス」みたいな概念に移行するということも検討する余地があるのではないかと考えて、このスライドを入れさせていただきました。

34ページを御覧ください。こちら、法規定に関する意見のまとめになります。

これまでユニバーサルサービスは、NTT法と電気通信事業法の両輪で確保されてきました。民営化の趣旨ですとか目的を踏まえても、公共性・公益性の極めて高い特別な資産の保護と、それに伴う責務としての退出規制というのは、特別法であるNTT法でしか規定できないものであると弊社は考えております。

繰り返しになりますけれども、ユニバーサルサービスの確保については、地域間格差の解消を図るとともに、国益・国民生活を確保する上で極めて重要な制度であると感じています。次世代に引き継ぐべき「特別な資産」を毀損することのないように、そこは法制度の在り方というのをぜひ慎重に議論していただきたいと考えておりますので、改めてお願

いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、楽天モバイル株式会社をお願いしたいと思います。それでは、準備ができましたら、よろしくお願いいたします。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 楽天モバイルの前田でございます。本日はこのような発表の機会をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、次のページ、2ページ目をお願いいたします。先日来、ユニバーサルサービスの導入に関して様々な議論を行っていただいておりますけれども、その対象や目的とか、あるいは導入の方法、課題、そういうことをなるべく明確にして議論を行う方が有益と考えております。それですので、本日は、当社なりにそこら辺を整理した考え方について御説明をさせていただければと存じます。

まず前提といたしまして、皆様御承知のことですけれども、ユニバーサルサービスの沿革と、その概要を確認させていただきます。

1985年に日本電信電話公社が民営化され、電気通信市場への参入が自由化されました。民営化により誕生した日本電信電話株式会社、いわゆるNTTには、国民生活に不可欠な電話の役務をあまねく日本全国に安定的な供給を確保する責務が課されております。

その後、競争の進展により、NTTの経営努力のみでは電話役務のあまねく提供が確保できなくなるおそれがあるとされ、2002年に基金方式によるユニバーサルサービス制度が導入されたと認識しております。

以上の沿革を踏まえると、ユニバーサルサービスというのはNTT法における「責務」で成り立っていると言われていると考えております。

次のページをお願いします。3ページ目でございますけれども、先ほどソフトバンク様もおっしゃられておりましたけれども、我々、やっぱりユニバーサルサービスは、NTT法と電気通信事業法の両輪によって国民生活に不可欠な電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されていると認識しております。こういった大義を踏まえて、具体的な方針として、基本的3要件である不可欠性、低廉性、利用可能性、これらに照らして、ユニバーサルサービスで対象役務が決定される枠組みであると認識しております。

次のページをお願いいたします。4ページ目でございます。「モバイルのユニバーサル

サービスへの導入」ということを検討するに当たり、もし検討するとすれば、既存のユニバーサルサービス制度の対象役務の代替として新たにモバイルが追加されるのか、あるいは、モバイル向けのユニバーサルサービス制度というのを新設されるのかという2つの議論があり得るのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。5ページでございます。先ほどの点を踏まえて、本日我々の方からお話しさせていただきたい点は3点ございます。

まず1つ目として、モバイルはそもそも電話のユニバーサルサービス基金制度の対象役務の代替になり得るのかと。

2つ目に、モバイルは、では、ブロードバンドのユニバーサルサービス基金制度の対象役務の代替になり得るのかと。

そして、3つ目に、モバイルのユニバーサルサービス基金制度の新設というものはそもそも必要なかどうか、について我々の考え方を述べさせていただければと思います。

次のページをお願いいたします。6ページ目でございます。まず先ほどの1つ目と2つ目の内容につきまして、当社としての考え方をお話しさせていただきます。

次のページをお願いいたします。7ページ目でございます。冒頭で申し上げました基本的な3要件に沿って、現状のユニバーサルサービスの制度を見てまいりたいと思います。

まず不可欠性については、電話の制度では、不採算地域におけるサービスを維持する必要があるとされており、ブロードバンドにおける制度では、整備が行われていない地域においても、制度導入により整備が進むことが期待されております。

次に、低廉性につきましては、電話の制度では、N T T東西の1世帯当たり約1,700円の月額料金が基準となっており、ブロードバンドの制度では、現状の指定サービスが1世帯当たり約5,000円の月額料金になっているのではないかと認識しております。

最後に、利用可能性につきましては、電話の制度では、全国どの世帯でも公平で安定的に利用できることを目的としており、ブロードバンドの制度では、テレワーク等を継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にすることを目的としていると考えています。

次のページをお願いいたします。8ページ目でございます。では、それに対して、モバイルの評価を先ほどの各制度に照らしてみるとどうなるかということ、我々の考え方を御説明いたしますけれども、まず電話のユニバーサルサービス制度と比較をさせていただきました。

最初に、不可欠性につきましては、モバイルのインフラ整備やエリア拡大というのは、他の3社の事業者様との競争といわゆる協調の中で努力させていただいている状況でございます。

次に、低廉性につきましては、モバイルにおいても、これは電話と比較するので音声料金で書いておりますけれども、1世帯当たり約2,200円から3,000円の月額料金となっており、先ほど申し上げました電話の約2倍近い料金水準となっております。

最後に、利用可能性につきましてはですが、ここに掲げるモバイルの特性から生じる懸念により、全国どの世帯でも公平でかつ安定的に利用できるという目的には合致しないと考えております。

具体的には、屋内への電波の浸透不足や移動しながらサービスを利用する場合の通信の途切れ、利用者の1か所における利用集中により、通信の安定性を欠くこと等の懸念等が挙げられると考えております。

以上の点を踏まえ、モバイルを電話のユニバーサルサービス制度の代替にするのは難しいのではないかと弊社としては考えているところでございます。

次のページお願いいたします。9ページでございますけれども、次に、モバイルとブロードバンドのユニバーサルサービス制度との比較をしたいと考えます。

まず不可欠性につきましてはですが、モバイルにおけるエリア整備は、先ほど申し上げましたけれども、事業者が中心となって積極的に拡大していると考えております。

次に、低廉性に関しましては、モバイルは、データ通信の料金では、これは人数によりますけれども、約7,000円から1万5,000円程度、世帯としては月額料金となっており、現在のブロードバンドの指定対象サービスの約3倍近い料金になっていると考えております。

最後に、利用可能性についてですが、先ほど御説明した理由と同様に、テレワーク等を継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを原則として日本全国どこでも利用可能にするという目的には合致していないのではないかと考えております。

以上を踏まえて、モバイルをブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象役務の代替にすることは、こちらはまだ難しいのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。10ページ目でございます。こちらが先ほど御説明させていただいた、モバイルの特性から生じる懸念の参考イメージでございます。

1つ目が、電波が建物などで遮断され屋内に届きにくいという懸念でございます。

2つ目が、屋内で移動しながらサービスを利用する場合に、通信の途切れが想定される等の懸念でございます。

3つ目が、この絵でイメージがよく分かるかと思えますけれども、利用者の通信利用が1つの基地局に集中した場合、どうしてもその安定性というのが不安定になってしまうということは、これはモバイルの特性によって避けられないことでございますので、そういった点から我々は懸念を持っているところでございます。

次のページをお願いいたします。11ページでございますけれども、こちら、先ほどの我々の懸念というのが、総務省様の答申においても、モバイルやワイヤレス固定ブロードバンド共用型に関しては、通信の安定性に関して懸念があるということを述べられているかと思っておりますので、御参考として入れさせていただきました。

次のページをお願いいたします。12ページでございます。ここから3つ目の論点である、モバイルのユニバーサルサービス制度の新設は必要なのかどうかということにつきまして、当社としての考え方をお話しさせていただければと思います。

次のページをお願いいたします。13ページでございます。これは先ほど2社の方もおっしゃられていましたけれども、まず、政府による「デジタル田園都市国家構想」等によりモバイルのインフラ整備が促進されている状況であると認識しております。デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、4Gや5Gの人口カバー率や道路カバー率の具体的なKPIが設けられており、それらを達成するための具体的な施策として、補助金や、あるいは税制措置等も計画に組み込まれていると認識しております。

次のページをお願いいたします。14ページでございます。一方、企業間の競争・協調により、いろんな多種多様な新しいサービスの提供や、イノベーションの創出というのが日々行われていると我々は認識しております。先ほども同様の話がございましたけれども、ユニバーサルサービス制度にもしこのような退出規制等がかかった場合、どうしてもそれに対して、我々事業者としては、その維持のためにこれまで以上にそちら側にコストを投入する必要があると。それらにコストを投入する以上、結果として、絵で書いておりますような多種多様なサービスの提供や、あるいは、イノベーション創出に向けた資金の投入というものはやはり抑制せざるを得ない。そうすると、これはモバイル業界全体の発展というものに非常に大きなネガティブな要素があるのではないかと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。15ページでございます。先ほども少し触れましたけれ

ども、企業間の競争・協調により、MNO 4社はサービスエリアの充実・強化を図っております。スライドにもありますけれども、我々、パートナーの回線様のエリアを含んでおりますけれども、4社とも人口カバー率は既に99.9%以上と、非常に自らの努力で広いエリアをカバーしていると認識しております。

ただ、これに加えて、もしユニバーサルサービス制度を導入して、例えば、品質保証ですとか、あるいは、面的なエリアカバーを拡大しなさいとか、そういった義務を事業者に負わせるということは、我々はもちろん経営努力はいたしますけれども、結果として、それら料金を負担する国民の負担の増加につながるおそれがあると我々としては考えております。

次のページをお願いいたします。16ページでございますけれども、今の点を踏まえまして、我々の考え方としては、モバイルにおけるユニバーサルサービス制度の新設は不要であると考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。17ページでございます。こちらは海外事例の紹介でございます。これは先ほどKDDI様からも同様の御説明ありましたが、現在、モバイルをユニバーサルサービスに位置づけている海外主要国というのはほとんどないと我々は認識しております。

次のページをお願いいたします。18ページでございますけれども、こちら、参考事例ですけれども、EUにおける議論も御紹介させていただきたいと存じます。

EUでは、2018年12月に「欧州電子通信法典（EECC）」というものを制定し、固定地点におけるブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付けるよう加盟国に義務づけております。ただ、その立法過程において様々な議論が行われたようですけれども、「全ての場所からのネットワークへの接続性」（＝モバイル）をユニバーサルサービス位置付けることは、やはり先ほど我々からも申し上げましたとおり、コストの観点で非常に懸念があるということで廃案とされたと、こういう事象があったというふうに我々としては認識しているところでございます。

次のページをお願いいたします。最終ページで、19ページ目でございますけれども、こちら、これまで御説明させていただいた当社の考え方について総括させていただきます。

1つ目に、モバイルを電話のユニバーサルサービス制度の対象役務の代替にすることは、先ほどのような状況から、難しいとまず考えております。

そして、2つ目に、では、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の対象役務の代

替にできるかという、こちらもまた難しいと認識しております。

最後に、では、モバイルのユニバーサルサービス制度の新設というものが何かということに関しても、我々としては不要だと考えております。

当社からの発表は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【三友主査】 どうも御発表ありがとうございました。

では、続きまして、意見交換に移りたいと思います。

本日御出席の構成員の皆様の中で、ただいまいただいた御説明につきまして、御意見あるいは御質問のある方は、右下のチャット機能にて全員を選択の上、「発言あり」とメッセージをお送りいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、質問あるいは御意見ございましたら、ぜひ御発言をお願いいたします。

それでは、藤井構成員、よろしくお願いいたします。

【藤井構成員】 御説明ありがとうございます。

今回紹介いただいた内容の中で、ソフトバンクさんの資料の8ページ、固定電話の扱いについて、私の意見と、あと、各社に質問があるので、それについてお話しさせていただければと思います。

ここに書かれているように、固定電話自体のニーズはいまだ残っていると私も認識していきまして、電気通信番号関係の委員会などにも出席させていただいていますが、やはり地理的識別性を持つ固定電話番号というのは、すぐに携帯電話番号に置き換えられる状況ではないのではないかなと思っています。

地理的識別性をなくしてよいと考えているユーザーというのは、若い人はいるのかもしれませんが、まだ主流にはなっていないものということを考えますと、電話のユニバーサルサービスとして携帯電話の利用を拡大するということ、これ自身は今後避けて通れないところかと思うのですが、この固定電話番号を付与した音声通話サービスというのは、その手法が現在のワイヤレス固定電話よりも少し緩和されたとしても維持すべきものではないかなと思っています。

一方で、携帯電話というのは、点でつなぐメタル電話と違って面的展開ができるという意見も今日あったかと思うのですが、逆に、建物の高層階とか地下とか屋内とかビル影などで、点や狭いエリアで今度は通信活動ができないエリアというのができてしまうというのが必然ではないかと思っていまして、これをMNO各社になくすようにというのはかなり厳しい、コスト的にも厳しいだろうし、無理なのではないかと思っておりますので、そういう

ときにNTTさんが責任を持ってサービス提供することは最終的には必要ではないかと考えています。

各社に質問させていただきたいのは、このように考えると、携帯電話のサービスエリアになっているけどサービス提供ができないところというのはどのくらいあるのかというのが一つ鍵になるのかとも思っているのですが。携帯電話各社は現在固定電話番号の携帯電話の転送サービス、「うちのでんわ」のようなもの、ワイヤレスの固定ブロードバンドということで、5Gホームルータなどのサービス提供をしているのではないかとと思うのですが、このようなサービスの申込み相談を受けた場合とか、申し込もうとした人に対して、お断りした割合とか、そのようなものをデータとして持っているのかどうか、ある程度開示することできるのか、この辺りのところについて各社から意見をいただけると参考になるかと思いました。

私から以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、今、1つ御質問が出ましたので、各社から簡潔に答えていただければと思いますが、御発表の順番でよろしいでしょうか。それでは、KDDIさんからよろしくお願いいたします。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 KDDIです。

御質問の意図は、モバイルのサービスエリアでないところのお客様のモバイルの利用人数に対して、代替サービスであったり、あるいは、お断りしたりということがどうかという御質問と理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

【藤井構成員】 はい。うちのでんわのような固定電話付与の携帯電話を使ったサービスであったりとか、5Gのホームルータとかの設置の申込みがあったときに、十分な品質提供できないということでお断りする例はあるのではないかとと思うのですが、そういうのがどのくらい発生するのかというのが、概算でもいいかと思いますが、可能な範囲で教えていただけると参考になるかなと思います。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 これ、携帯電話は、人口カバー率という意味では九十何%とあるんですけど、世帯カバーで言うとそこまでないので、そういう意味で、先生おっしゃるとおり、お断りせざるを得ないケースというのはあるかと思います。

そういう意味で代替のサービスを御案内させていただいたり、あるいは、お申込みいただいても実際使ってみたら駄目なので、調査してみたら、それはちょっとやめて別のをと

いう、こういうケースはあるかと思います。ただ、今、手元にデータの的なものはございませんが、一定割合あるのではないかなと思っております。もしデータが取れば、後日御回答差し上げたいと思っております。

以上でございます。

【三友主査】 それでは、ソフトバンクさん、いかがでしょうか。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 弊社の資料の36ページへ送っていただけるとありがたいんですけども、参考に入れているところが関連してありまして。

まさにこのページに書いてある、下の提供制約と書かれているところで、例えば、高層階ですとか、混雑エリアとか、電波が届きにくい住宅みたいなどころでお断りするケースがございます。

ですので、御質問に対しては、全ては受けられないのでお断りしているケースはあるという回答になるんですけども、どのぐらいの比率NGだとかというような数字を今持ち合わせていないので、そちらの経営情報を出せるか出せないかも含めて、そこは持ち帰らせていただきたいと思います。概念的には、これをイメージしていただけるとお分かりになるかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【藤井構成員】 ありがとうございます。

数値は出せない可能性はあるかとは思ったんですが、こういうのがどのくらい発生するのかというのと、どのぐらいの場所なのかというのが把握できると、どのくらい携帯電話網ではカバーできないところが残ってしまうのかというところが見積りできるのかなと思いましたので。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 かしこまりました。確認させていただきます。

【藤井構成員】 お願いします。

【三友主査】 それでは、楽天モバイルさん、よろしくお願いします。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 先ほどの2社様と同じく、似たような回答にはなってしまうんですけど。

まず我々、当然ながら、先ほど我々の発表の中でもありましたけれども、インドアとか、屋内、高層ビルとかでつながりにくいところがあります。そういうことをお客様にまず分かっていた上で、申し込んでいただけるよう、我々は当然の弊社のウェブとかでしっかりとした告知、並びに、もちろん契約の際に住所を確認させていただいて、その結果

として難しいようであれば、我々としても、当然100%難しいかどうかを判断できるわけではございませんので、お断りするケースもありますし、お断りせずに一旦契約して、少し課題があるようであれば追加で対策を行う等をやっております。ただ、御質問で、あるかどうかということに関しては、間違いなくあるところはございます。

ただ、そこは2社様同様、今、実際データがあるかという点、整ってございませんので、持ち帰らせていただいて、確認の上回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【藤井構成員】 ありがとうございます。

【三友主査】 よろしいでしょうか。

【藤井構成員】 大丈夫です。

【三友主査】 ありがとうございます。

今の御質問に関しては、確かに高層階のようなところというのは、そういう問題はあるんですけれども、今対象としているのは、どちらかというと地方の人口密度が低いエリアのようなところで、実際には圏域外になるというような地域もあると思いますので、そういったところも関係するかなと思います。ありがとうございました。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 ただいまの藤井先生及びその後の三友先生のコメントで、かなりかぶってしまうんですけれども、コメントを1件、事務局へのお願いを1件、それから、質問を1件ということでしたと思います。

モバイルのユニバーサルサービスにつきましては、全国均一料金で提供されている、それから、各社さんとも基本的にはもう競争で頑張っていってほしいということで、基金による補填というものは必要ないのではないかと私も思っておりますけれども、その一方で、まだ人口カバー100%っていないというところで、やはりもう国民生活に不可欠なサービスであることは間違いありませんので、これをどうカバーを増やしていくのかということで、現状の制度でもう十分だということであれば、それでいいのですけれども。

ということで、事務局へのお願いといたしましては、エリアカバー率を高くするための現状の制度、まずは基地局開設計画の審査あたりから始まって、それから、地方自治体さんなんかを中心となって不感地域の補助制度、助成金等の制度があるかと思いますので、そういうものがどういうふうになっているのかというようなことをちょっとまとめて御紹介いただけないかなというのが事務局へのお願いでございます。

それから、質問につきましては、ちょうどこれも先ほどとかなりかぶるところではあるんですけど、ソフトバンクさんの資料の８ページのところでもって、ＯＡＢＪの番号が必要なんだというのは私も賛成するんですけども、藤井先生等も御指摘されましたように、負担者自身おうちのでんわ等を提供していらっしゃるということで、おうちのでんわでは駄目で、どうしてもやはり固定回線でない駄目なのかという、その理由は何なのかということをお教えいただきたいということと、関連して、その理由によってはですけども、これはＮＴＴさんへの質問ということになるかと思えますけれども、いわゆるワイヤレス固定であれば、そういう固定でないといけない懸念というのは解消されるのかということについて、これはソフトバンクさんのお答え次第にもなるかもしれないんですけども、併せてお聞きできればと思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、事務局からお願いします。

【三友主査】 お願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 事務局です。相田先生、コメントありがとうございました。一度整理した上で、また紹介させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【三友主査】 それでは、続きまして、ソフトバンクさんに御回答いただければと思いますが。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 ソフトバンクです。

弊社として、別に相田先生がおっしゃったことを否定しているわけではなくて、やはりメタルに関しては、2035年が適切かどうかは別として、設備の限界を迎えるということは確かなので、我々としては、そこに対しての固定ブロードバンド、光の上での光ＩＰ電話というものが確保すれば、そこはおのずと光のＯＡＢＪ―ＩＰ電話とかというものが出てくるという理解なので、そこを否定している認識はないというふうに御理解いただければと思います。

【相田主査代理】 光になるのは構わないけれども、有線でない、やはりＯＡＢＪの品質は確保できないだろうというお考えだと思ってよろしいでしょうか。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 ソフトバンクの山田です。

無線の活用というのも十分考えられると思います。特に条件不利地域等でやはり個別に有線を引くというのが、かなりコスト面で効率性が悪いということはあると思いますので、

そこは無線での代替というのも十分考えられるのではないかなとは思っております。

以上です。

【相田主査代理】 ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

相田先生、N T Tさんの方にも何かコメントいただいたほうがよろしいですか。

【相田主査代理】 もし可能であれば、別途また質問させていただくのも結構ですけれども。

【三友主査】 もしお話しいただけるようでしたら、N T Tさん、お願いしたいと思えますけれども、難しいでしょうか。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 N T T、服部でございます。

ワイヤレス固定電話については、基本的な構造は、おうちのでんわについてソフトバンクからコメントいただいたものと同じ構造にあり、電波状態が十分確保されていれば、十分代用可能と考えております。

一方で、電波特有の制約があり、電波がどうしても届かないシチュエーションがあることは、幅広く場所によっては起こり得ると思いますが、一義的には、レピータ等の補完的な設備を使って電波を補っていくという対応が考えられ、そうした方策を尽くしてもなお電波が届かない場合は、最適な事業者が最適な方法でお互いカバーし合うことで、全体としては国民の皆様に最適なサービスをお届けするということですので、電波の制約でどうしても技術的に届かないという場所においては、ラストリゾートとして、固定的な光ファイバ等の方法で補完していくということが、制度全体としては適切な対応だと考えております。

【三友主査】 ありがとうございます。

相田構成員、よろしいですか。

【相田主査代理】 結構です。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございました。

続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田でございます。

同じページの話になってしまって恐縮なんですけれども、ソフトバンクさんの8ページのところ、固定電話の扱いで、今現在も固定の契約を残していらっしゃるところはたくさんあると思いますけれども。ここにも書いてあるように、やはり役所とか、企業とか、病

院とか、個人ではない、普通のおうちの世帯ではないところのニーズというのはまだまだあるのではないかなと、このページを拝見して、同意だなと思いました。

それでは、電話を受ける側としても、それが〇ＡＢＪではない番号で来たときに、その地域性が自分でぱっと分からないというようなことになると非常に混乱するなと思いましたので、ここはやはり真剣に、丁寧に、ユーザー側の意見をぜひ聞いていただいて、いただきたいなと思いました。

先ほどのＮＴＴさんの御説明では、無線で難しいところであれば、ラストリゾートとしてというふうなことをおっしゃっていましたが、いや、そうではなく、ニーズはまだまだたくさんあるのではないかなというふうに、受け手側として、ちゃんと〇ＡＢＪからの番号でかけてきてほしいと思う方はいっぱいいらっしゃるなと思っていますし、ちょっと技術的なことが分からなくて、無線で〇ＡＢＪでもかけられるというものが、今、例えばお役所でも、例えばＮＴＴさんからの電話にしても、それが全部無線でやっていらっしゃるのかよく分からないんですけども、そういうものについて、無線でも安定的に確保ができるのかということも含めて、もう少し丁寧にＮＴＴさんの御説明を伺っていききたいなと思っています。

今回の固定はもうメタルもはがしますのでモバイルでということについては、前回も申し上げましたが、ユーザーへ、そういう御趣旨の意見を持っていらっしゃるということを含めて、丁寧な説明をしていただきたいなと思っています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

先ほどＮＴＴさんからもお話をいただきましたので、ただいまの点につきまして、無線でも〇ＡＢＪをちゃんと発信できるんですねという、あるいは着信できるんですねということにつきまして、ＮＴＴさんから御説明いただけますでしょうか。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 ＮＴＴ、服部でございます。

〇ＡＢＪがワイヤレス固定で使えるかということについては、ワイヤレス固定電話からの発信・着信でも〇ＡＢＪの番号を表示可能ですので、今までの固定電話と同じような形で御利用いただけることは御説明させていただきます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

長田構成員、よろしいでしょうか。

【長田構成員】 それは、おうちのでんわと呼ばれているぐらいだから、おうちに置い

である電話というイメージなんですけれども、それは事業者の皆さんが、それをそれぞれワイヤレス固定というような形で一斉に使ったとしても大丈夫、電話としての機能は問題なく使えていけるということですのでよろしいのでしょうか。すみません。

【三友主査】 服部さん、いかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 構造的には、ワイヤレス固定電話として使うための装置をおうちにお届けし、そこに従来使われていた電話を差し込んでいただければ、今までと同じように使えるとお考えいただければと思います。

【長田構成員】 それは、だから、おうちでそういう仕組みが使えるのは分かったんですけども、ソフトバンクさんがおっしゃっているような役所や企業や病院や宿泊施設、飲食店が、それぞれで1つの番号をワイヤレス固定でたくさんの電話機で使うということも問題なく大丈夫ということなんではないでしょうかという。すみません。技術が分からないので教えていただきたいです。

【三友主査】 代表電話番号的なイメージでしょうか。

【長田構成員】 はい、そういうことです。

【三友主査】 分かりました。服部さん、いかがですか。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 補足させていただきますと、ワイヤレス固定電話は、主に御家庭や1つの番号にお1人のユーザーないし1つの電話機で使う場合を想定していますので、そういったところでは、ワイヤレス固定電話での代替は可能だと思います。

一方で、比較的規模の大きい企業などで、1つの番号にたくさんの電話機をぶら下げて、いつ誰が取るか分からないような形でお使いになるという場合には、別の企業専用の設備を備えていただく必要があるかと思います。

【三友主査】 長田構成員、よろしいでしょうか。

【長田構成員】 はい、分かりました、とまだ言えない状態ですが、また別の機会をいただければと思います。

【三友主査】 まだ時間あると思いますので、また追加で質問いただければと思います。

【長田構成員】 お願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 春日です。どうも御説明ありがとうございました。

今回の3社からの御説明というのは、前回の島田社長からのプレゼンに対して、やっぱりモバイルをユニバーサルサービスに指定するのは、安定性の面とか品質の面とかで時期尚早だというふうなお話だったように認識いたしました。

これは今の時点でそのとおりなのかなと思いましたが、一方で、個人的な思いといたしましては、1985年の民営化から始まってもう40年近くたっていることを鑑みますと、ユニバーサルサービスとして通常の「無線」を指定しないことについて、がいいのか、ちょっと悩むところがあります。

その中の一つといたしまして、KDDIさんは、例えば、ルーラルエリアに関しては、ワイヤレス固定の利用については全然否定しませんというお話でした。

それから、先ほどの藤井先生と相田先生の質問に対する御回答でも、ソフトバンクさんは、ワイヤレス固定というのは肯定的に捉えていいのではないかとのご意見ということで、分かりました。

最後に、楽天さんについて、まずワイヤレス固定の利用について御意見というか、ルーラルエリアに限って限定的な運用をする分についてどのようにお考えかということについて、確認をさせていただきたいというのが1点です。

それから2つ目なんですけど、ソフトバンクさんの37ページの資料で、ワイヤレス固定のブロードバンド（共用型）というのが、面的な広がりというのを考慮する必要がないので、ここまでだったら大丈夫だというふうに認識していいかどうかということの確認をさせていただきます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、楽天さんからお願いできますでしょうか。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 御質問ありがとうございます。

我々、ワイヤレス固定のサービスに関しては、無線部分を我々が提供すると、サービスに協力すること自体は全く問題がない。ただ、事業者として、ワイヤレス固定のようなことを、サービスを提供すること自体が求められるということになると、いろんな課題があると思っておりますけれども、無線部分で提供すること自体は問題ないと考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、ソフトバンクさん、お願いします。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 ソフトバンクです。

御指摘のとおり、37ページのワイヤレス固定ブロードバンドの共用型までに関しては検討の余地があるということで、そこで我々は線を引いているつもりです。

ただ、一応制約がありまして、これは御説明の中にも入れたんですけれども、22ページと、36ページの先ほど参照したスライドに関しては、やはり固定とは無線特性・技術特性が違いますので、全く同じ制度にはならないと思っていますので、そこは今後検討を深めていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

春日構成員、よろしいでしょうか。

【春日構成員】 ありがとうございます。結構です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございました。

私は、KDDIと楽天モバイルの両者が海外事例を御紹介くださいまして、ありがとうございました。勉強になりました。

KDDIの岸田さんにお伺いしたいんですが、御発表資料の7ページに、海外のユニバーサルサービスの比較表を出していただいております。これを拝見しますと、技術は指定していないという国がとて多くなっています。つまり、指定していないということは、有線も無線も固定もモバイルも含まれてくると理解しているんですが、特にフィンランドはモバイルが中心ということですが、それ以外に、固定ブロードバンドを中心にしている国で、モバイルも組み合わせているようなケースがもしあったら教えてください。そのモバイル、フィンランドや、あるいは、固定に組み合わせている国で、モバイルを入れていることで何か問題が生じているということがあれば教えていただきたいというのが1点目の質問です。

あと2つ質問ありまして、2点目は、海外のユニバーサルサービス制度の交付金の考え方、基金の考え方について教えていただきたいということです。例えば、費用の一部を補填するという考えもあるでしょうし、できるだけユニバーサルサービス提供事業者が赤字にならないような形で補填するという考えもあるかと思うんですけれども、どういう考え

が多いのかというのを教えてほしいというのが2点目です。

3点目の質問なんですけれども、情報通信の産業、あるいは、通信インフラの市場でもいいんですけれども、競争力のある国、例えば、中国、アメリカとか、スウェーデン、フィンランドとかというふうになるかもしれないんですが、そういう情報通信分野で競争力のある国のユニバーサルサービス制度に何か共通する点があれば教えてください。

というのは、例えば、技術を指定しないという制度にすることによって、そういう提供事業者が新技術を積極的に導入しやすい、新技術導入のインセンティブがあるのかどうかというようなこともちょっと感じたものですから、もしかしたら全然関係ないということかもしれないんですけれども、その点について教えていただきたいと思います。

すみません。以上3つ質問させていただきましたが、私から以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

今の御質問は、岸田さんにお答えいただくということでよろしいですか。

【砂田構成員】 結構です。

【三友主査】 それでは、KDDIの岸田さん、すみませんが、3点質問がございましたので、お答えいただければと思います。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 砂田先生、御質問ありがとうございます。海外の方は、我々もまだ本当に勉強中ですので、逆に教えていただかなければいけないところは多いと思っています。

我々が調べた範囲内で理解しているところでしかお答えできないんですが、まず1点目の技術中立というところは、これは先生おっしゃったとおり、何かこれをしなければならぬということはないので、当然無線も含めて、いろんな技術を使いましょうという考え方としてはなっています。

ただ、先ほども御説明したとおり、主要技術が固定になっているというのは、やっぱりどの国もコストを肥大化させない、コストミニマムでどうやるか、あるいは、先ほど交付金の御質問もいただきましたけど、交付金をやるにしても、これが肥大化すると、消費者にとっても問題ですし、あるいは、国で何か補助するとしても費用というのは問題ですので、やはり経済合理性というところが大事なんだということだと思います。

そういう意味で、ちょっとまとめて御回答してしまったようなところはあるんですが、ストレートにお答えすると、基金は、基本的には全額やっているところは私が知る限りは多分なくて、費用の一部だということだと思います。あるいは、やっていないところもある

るかもしれません。あると思います。

そんな中で、考え方は、先ほど申したとおりコストミニマム、肥大化しないと。あと、技術は、これも先ほどのちょっと繰り返しになりますけど、これは各国のインフラのその背景が、フィンランドみたいな、むしろ先生の方がよく御存じだと思うんですが、特殊な地域性とかはありますので、国によって何が一番いいのかというのは違います。なので、一概にどれがいいとか、どこが進んでいて、どこが遅れているかというのは、いろいろあるかと思うんですけど、もちろん、その国の進んだ技術を使っていくというのは、すばらしいことなので、入れていくというのは当然あると思うんですが。

やはりこども、ユニバーサルサービス制度という観点で言えば、コストということをまず考えていかなければいけないので、基金ということも考えていくと、必ず新しい技術を入れているかというところ、そこはまた違うのかなと。ただ、国家としてネットワーク設計すると、こういうことであれば、先生おっしゃるとおり、やっぱり国の強みというのがそれぞれあると思うので、そこは戦略的にやられている国が多いのではないかなと。

日本の場合は、先ほど御紹介したデジタル田園都市国家構想、これは光ファイバが、日本はやはりNTTさんがすごい努力されて、すばらしくもう整備していただいているので、そして、また電力系の事業者も切磋琢磨でやっていて、すごく整理されているので、我々としては、ここを生かしていくべきだと思いますし、この国の政策をメインに、だけど、技術中立性で無線を否定するわけではなくて、ユニバーサルサービス制度という意味では、コストを考えながらやっていけばいいと、こういうふうに考えておりますけれども、ここは引き続き、原則を何に置くかというところを大事にしながら御検討いただければありがたいなと思っております。

ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございました。

砂田先生、よろしいですか。

【砂田構成員】 ありがとうございました。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 すみません。ソフトバンクです。
今の件について、当社からもコメントさせていただいても。

【三友主査】 どうぞ。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 ソフトバンクの松井です。ありがとうございます。

我々、海外サービスについて御紹介できていなくて恐縮なんですけれども、これ、多分我々が認識している範囲では、基本的には、KDDIさんの7ページにあるように、基本は赤く囲ってある世帯の固定地点というのがベースなんですね。なので、そういう観点からすると、固定のブロードバンドサービスなりというものがベースになると思っています。

ただ、恐らくフィンランドとかは、多分地形的な問題があって、そういう固定を引くことの難しさと、あと、モバイルを代替でやることの難しさみたいなものをてんびんで取って、そこはモバイルの方をベースにやった方がコストミニマムになるというような観点で、フィンランドはちょっと特異な主要技術をモバイルの方に寄せているのではないかなというふうに私の理解では認識していますが、もし不正確であれば、またちょっと調べますが、一応私はそういう理解をしておりました。

【三友主査】 ありがとうございます。

フィンランドにつきましては、私、2018年に住んでおまして、少し経験があるんですけども、基本的に国土が平らで山がないんです。ですから、電波が非常に届きやすい。高いビル也没有せん。それから、まだ人口がまばらに住んでいますので、逆に固定系で回線を引くとなると、それはそれでかなりコストがかかるというところもあって、かなり非効率であります。

それから、人口がもともと小さいので、輻輳が基本的に起こりません。ですから、当時の4Gのネットワークでも、実測でも150ぐらいはもう常に出ているような状況でありまして、固定系を使う必要もない。さらに、利用の上限もありませんので、もう幾らでも使ってもらえるので、そういうことから、モバイル系がこの国ではデフォルトになっているのではないかなと思います。私から補足をさせていただきました。

砂田先生、よろしいでしょうか。

【砂田構成員】 三友先生、ありがとうございました。松井さんも、ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 成城大学の岡田です。御発表ありがとうございました。

もう既に春日構成員から質問があった点と重なってしまうんですけども、ソフトバンクさんのプレゼンテーションで、いわゆる固定ブロードバンドの共用型を含めてラストワンマイルの無線技術の活用を考えていらっしやるとありました。この点に関連してなんで

すけれども、これは、例えば21ページの絵を見ると、条件不利地域等と書いてあって、そこで共用型というものが含まれている形になっておりますので、共用型で提供すべきエリアのイメージをどのぐらいの範囲を考えておられるのかということについて、先ほどの春日構成員の御質問とも重なってしまうのですが、もう少し具体的に教えていただければと思います。

例えば、未提供エリアと提供済エリアで、いろんな最終保障義務を変えるべきだというお話がNTTさんからありました。そういう既存の提供済エリアとの関係で、どういうふうに捉えればいいのか、共用型の利用範囲をどのように捉えていらっしゃるのか、こういつたことについて、もしお考えがあれば教えていただければと思います。

それから、KDDIさんのプレゼンの17ページですが、技術中立性に関わる話で、光ファイバの整備が困難な0.1%のエリア（条件不利地域）は固定ブロードバンドを技術中立的にカバーするとあります。ここで考えられておられる提供方式というのは、ソフトバンクさんと同じように共用型も含めて考えていらっしゃるのか、あるいは、楽天さんのプレゼンにもありましたけれども、共用型は向かないとお考えなのか。この点、どのように考えていらっしゃるのかということについても併せて教えて頂ければと思います。0.1%とありますから、共用型はあまり考えていらっしゃらないのかなと思うんですけれども、その辺り、どのぐらいの加減で捉えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

私から以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、ソフトバンクさん、お願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田渉企画部部長）】 ソフトバンクの山田です。

当社の御説明で「条件不利地域等」とさせていただいたんですけれども、基本的には、やはり地方部を想定して、このようなサービスを提供するのがよいのではないかなと考えております。

やはり都市部はそもそも様々な品質面の問題というのはありますし、先ほど三友先生からもございましたけれども、やはり見通しのいいところの方が屋内での電波というのは届きやすいというところもございますので、そういったことを考えると、やはり地方における利用が中心になるのかなと考えております。

「等」というのをつけたところなんですけれども、結局、これを私どもで光の代わりに提供するとしても、基地局のところまではどうしても光というところが要という事情が

ございますので、そういう意味で、本当に光もないようなところだと、そもそも当社のサービス、これが提供できないというような事情もございまして、全ての条件不利地域でこれが提供できるかというところ、そこはなかなか光がないとできないといったようなところもございましたので、この資料上は、一旦「等」というのをつけさせていただいた次第でございます。

イメージとしては、以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、KDDIさん、お願いいたします。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 岸田です。

御質問いただいたところ、図にありますとおり、0.1%というところを想定しております。ここだけかと言われると、基本的には光ファイバを使うブロードバンドについては、日本は使っていくのが一番経済合理性もあるし、優位性があるのではないかと考えていますけれども、ただ、都市部でも例外的に光が引きにくいとか、そういうケースも当然あるわけですから、そういったところは、うまく他の技術も使えばいいかとは思っていますけれども、想定しているのは、どちらかというと、主にルーラルになると思うんですけれども、最後の0.1のところかなと思っています。

それから、共用型かどうかというところは、専用型、共用型はどちらもありだと思っています。基本的には固定のブロードバンド、固定のユニバーサルサービスということであれば、その端末はいろんなものを使えば、それはお客様のニーズに応じて使えばいいのではないかと考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

岡田先生、いかがでしょうか。

【岡田構成員】 よく分かりました。共用型も含めて視野に入れてお考えになっておられるというように受け取りました。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、林構成員、お願いします。

【林構成員】 林です。すみません。途中で私用で中座したので、質問したい個別の論点は、他の先生からいろいろ出していただきましたので、理解が進みました。

私からは、よりそもそも論的なところを1点質問させていただきたいと思っていまして、

本日のソフトバンクさんの資料25ページで、携帯・モバイルブロードバンドについて、指定することにより期待される効果がないという御指摘がございました。ＫＤＤＩさんからも同様の御趣旨だったのかなと思います。

この部分を見ても思ったんですけれども、携帯とかモバイルブロードバンドというものをユニバーサルサービスに指定するということについての意義と申しますか、理念が何かということがやっぱり大事だと私自身は思っています。かつて電話のユニバーサルサービスについても、それから、ブロードバンドユニバーサルサービスの交付金制度についても、それを制度化することの意義とか理念とかというものがあつたと思います。

25ページでは「効果」と書かれているんですけれども、私は効果以上のものだと思っています。効果を考える前段階として、制度を大きく変えるのであれば、改廃するのであれば、その理念論の部分というのが何より大事なかなと思っています。

この点、前回のＮＴＴさんのプレゼンでは、今やモバイルは固定よりも国民に広く普及してより身近なものになっているという通信利用環境論であるとか、あるいは、携帯に期待する部分が大きいというような一種のニーズ論というのは語っていただいたと思うんですけれども、通信利用環境論であるとかニーズ論というのを超えて、携帯をユニバーサルサービスに指定するときに、それによって、大きく言えば、日本をどう変えたいのかというか、法律の言葉で言うと、例えば、「デジタル社会形成基本法」というのはありますけれども、その目的規定のように、新たに制度を変えることによって、日本の国民の利便性の向上にどう資して、それが急速な少子高齢化の進展へ対応して、我が国の直面する課題を解決する上でどう寄与するのか、というようなところの理念部分がちょっと弱いというところに、今回競合事業者さんの疑念とか批判を招いているようにも感じまして。

やっぱり世界的に見ても、今日ＫＤＤＩさんの御説明にもありましたけど、ユニバーサルサービスの制度というのは、技術革新があつたとしても国民生活に最低限の通信手段を確保する、ナショナル・ミニマムを保障する制度というのが大本ですので、それから、線路敷設基盤を保有して、黒電話の時代から世帯を独占的にカバーしている旧国営事業者、あるいは、インカンパント事業者の公共的な役割というのはブロードバンド時代でも変わらないのではないのかという問題提起だったというふうに受け止めましたけれども、こういったところについて、ＮＴＴさん、ちょっと表の方に聞くのはあれかもしれませんが、何か応答あればお願いしたいというのと、それから、本日のプレゼン各社さんも、補足があればお願いしたいと。なければ結構です。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

大変本質的な御質問だと思いますが、NTTさん、お答えいただけますでしょうか。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 NTT、服部でございます。

基本的な理念への御質問ということで、質問自体が幅広いところですので、ぴったりしたお答えになるかどうかはあるのですが、今回、モバイルを軸にし、様々な技術を組み合わせてユニバーサルサービスをつくっていくと御提案した趣旨を改めて御説明させていただければと思います。

私どもがどう考えたかと申しますと、もともとNTTが民営化して以来、責務を負ってメタルのユニバーサルサービスを40年維持してきたわけですが、非常に大きな長い時間を経て、これからこの先この制度が長く続いていくことを考えると、今の時代に沿った形で、次世代のインフラと言えるようなユニバーサルサービスを提供すべきだと考えています。

そう考えたときに、固定か、モバイルかというただの二元論だけではなく、制度の枠組みとして、1つの事業者・1つの技術で全てをカバーし、それだけが皆さんがどこかで使えれば用が足りるということではなく、様々な事業者が持っている様々な技術を組み合わせて、全体としては国民の皆様が便利に使っていただける状態をつくるといった制度設計になるべきだという考え方で御提案申し上げました。

そう考えたときに、今の国民の皆さんが日常的に不可欠なものとして活用されているサービスの主はモバイルサービスであり、かつ、モバイルのサービスが担保されれば、音声に加えて、品質については議論があるところだとは思いますが、一定程度のデータ通信も併せて使えるようになり、国民の皆さんが求めている最低限のサービスが広く行き渡ることが可能。

そういったインフラを担保するためには、様々な事業者の協力が必要であり、NTTとしても引き続きモバイルサービスを全国津々浦々に提供させるための設備の提供や、その中でNTTが整備した光ファイバ網の提供を引き続き継続していくことで、モバイルのサービスが提供できるようにし、今日の議論の中でも出た電波の特性上、電波での提供が適さないような場所や、お客様がどうしても今までと同じようにお使いになりたいといった場面では、ワイヤレス固定のようなインターフェースを今までどおり提供できるものを組み合わせて、全体としては皆様が便利に使えるような枠組みになるのではないかと考え、御提案をさせていただいているということでございます。

【三友主査】 林先生、よろしいですか。

【林構成員】 分かりました。また機会があれば、その点についてまた御説明等をいただければありがたいなと思います。ありがとうございました。

競合事業者さんからもし何かあればいいですけども、なければ結構です。

【三友主査】 何かモバイルの事業者の皆様で御発言あれば、どうぞ。

【ＫＤＤＩ株式会社（岸田執行役員）】 ＫＤＤＩですけども、よろしいでしょうか。

【三友主査】 どうぞ。

【ＫＤＤＩ株式会社（岸田執行役員）】 林先生、御質問ありがとうございます。

これ、我々、どうしても１点だけ最後繰り返しになるんですけども、このユニバーサルサービスという議論のときに、やはり忘れてはいけないのは、これは国民生活にとって必要不可欠・最低限のものをどう守るかということです。先ほどコストのお話もしましたが、やはりインフラがしっかりなければ、モバイルだとか、無線だとか、ＦＴＴＨだとか、議論もあるんですけど、それ以前に、モバイルであっても、何であっても、線路設備がメタルから光に変わってきていることは間違いないので、光がとても大事です。

この光が引く基盤が線路敷設基盤、特別な設備と我々が呼んだ土地、局舎、とう道、管路、電柱と、こういったものです。これはやっぱり国民負担でつくってきた資産ですから、これをどう守っていくのかというところ、そして、これを使って最終的に民間事業者も、ＮＴＴさんだけではなくて、みんなでネットワークをつくって支えていくんですけど、この線路敷設基盤を持っているＮＴＴさんに、最後の最後、やはり特殊会社であられる、これまで日本の通信を引っ張ってこられたＮＴＴさんに最終的な保障というところをお願いしなければいけないと思ってますので、ここはＮＴＴ法の３条にあるようなところをしっかりと今の時代に合うように見直して、今後もしっかり国民生活が守られるようにしていきたいという思いはありますので、ここを最後に申し上げておきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 ソフトバンクからもよろしいでしょうか。

【三友主査】 どうぞよろしくお願いします。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 林先生、ありがとうございます。

ユニバーサルサービスの会議というところで、まさにこの制度が何のためにあるのかというところは、非常に私どもとしても重要な点かなと考えております。

今日、楽天さんの資料で2ページ目に、もともとユニバーサルサービス制度の沿革ということで記載いただいているんですけども、ユニバーサルサービスと言ったときに、そのN T T法のあまねく責務ということの意味する部分と、事業法でいう基礎的電気通信役務を指す場合と2つあると思っております。

こちらにもありますとおり、先にあったのはN T T法の規定でございまして、事業法は結局後からできたわけですね。これは、ここにもありますとおり、基礎的電気通信役務というのは、やはり補填をしないと提供が維持困難ということで、後で付け加えられたと、そういうふうに理解しています。

私自身は、もともとユニバーサルサービスの大義という意味で言いますと、N T T法における部分というのは、私どもの資料でも御説明させていただきましたけれども、やはり32ページにありますとおり、あまねく責務ということで、電話の役務を保護はしているんですけども、やはりその根底には、全国に敷設されているインフラというのをしっかりと保護しましょう、そういった効果があったのかなというふうに理解をしております。

ただ、その上で、インフラの上に乗っかってくるサービスというものが実際にエンドユーザーに確保されないと、そこは利用者利便につながらないので、そこを電気通信事業法で、その末端の部分のサービスの確保を行ってきたというふうに考えております。

したがって、基本的には、やはりお金を入れる必要があるものというのが、基礎的電気通信役務に指定されるべきであると。ここはやはりその時々でサービスというのは変わり得ますし、当然ながら、新技術が出たときに、旧来の基礎的電気通信役務でお金をもらえるものとももらえないものというのが出てきたりしても、それは競争上、中立性というのにも損なわれることがありますので、やはり次のページの33ページにもありますとおり、末端にサービスを届けるという、その右側の部分は、できれば制度なしで競争で、その時々によさわしいものが提供される、そういった環境を目指していくべきではないかなと考えております。なので、我々としては、やはりいつの時代になっても不可欠となるような日本全国のインフラ、ここはしっかり、この赤い部分は制度で担保しましょうと。

右側の部分は、ここはできれば規制がなければ理想ではあるけれども、万が一、やっぱりここは最低限お金を入れてでも担保しないと国民の利便が確保されないよねというときに限って、必要最小限で指定すると。そういう姿を引き続き志向していくのが、中長期的にも、このユニバーサルサービスという制度を維持していく上で、柔軟性のあるというか、変化に耐え得るような制度になるのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 すみません。ちょっと追加なんですけれども。

N T Tさんの主張で私たちが全く合意できない点が、右半分のサービスのところで、いろんなサービスでいろいろ支え合っていこうということ自体は別に我々否定しているものではないです。ただ、K D D Iさんもおっしゃっていたように、アクセス網のところ、特別な資産のところといったところがやはり全てのサービスの根幹なので、いろんなサービスで支え合っていくから、むしろN T T法ではなくて、みんなが関わる事業法でやるんだというのは、すごくミスリーディングな議論展開だと思っています。

ですので、ユニバーサルサービスの根幹の部分に関しては、やはりN T T法の方でちゃんと維持をしていって、そこを担保するということが確実に必要で、N T Tさんとしては、N T T法を全うしたですとか、責務はもうほぼほぼ満たしたみたいなことをおっしゃっていると思うんですけれども、やはり国民の資産を、電話加入権とかも含めてやった部分の、ここの部分のN T Tさんの責務は、基本的に時効が来るようなものではないと強く思っていますので、N T T法を事業法にマージするというような考え方には到底許容できるものではないということを付け加えさせていただきます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

林先生、よろしいですか。

【林構成員】 詳細に御説明いただきまして、ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

お待たせしました。大橋構成員、お願いいたします。

【大橋構成員】 大橋でございます。御質問というよりは、コメントに近いのかもしれませんが、今回論点が3点ぐらいあるのかなと思って、それだけお話しさせていただければと思います。

まず1点目は、何がユニバーサルサービスの範囲なのかということで、これは今林先生がお話しになられたことと論点としては同じなのかなと思いますが、結論としては、時代によって変わってくるということなのかなというふうには思っています。

現在のところ、電話がユニバーサルサービスとして十分事足りた時代があったけれども、通信技術の発達なり利用高度化なりがあって、技術競争の中で、固定電話の縮減も縮退も

進む中で、ブロードバンドユニバーサルサービスの概念を第二種という形で拡張しようとしているという中において、今後更に技術が進めば、衛星なり、モバイルなり、まだ現れていないサービスもユニバーサルサービスとして入ってくる。そのときにユニバーサルサービスの制度があるのかどうか分かりませんが、そういうことなのかなと思いますので、基本的に時間軸の問題だというふうには思っています。

そうした中で、現状はブロードバンドユニバーサルサービスに位置づけて、今後どうしていくのかという議論の中で、モバイルをここで入れていくことの制度の継続性というか、これまで世帯で考えてきたわけですが、そのこの辺りの、先ほど林さんおっしゃったような政策の要請なり立法事実というのはやっぱりある程度固めておかないといけない、しっかり議論すべきなのかなと思っています。

確かに、非常時とか震災でモバイルが使われているということはあるかもしれませんが、非常時の政策対応として対応が可能なケースというのはあるんだと思ひまして、それが理由でユニバーサルサービスにしなければいけないということは必ずしもないのかなと。

そういう意味で言うと、政策コストの費用対効果を念頭に置きながら進めていくべき話なのかなというのは、まず1点思った点です。

2点目としては、あまねく義務を同一のサービスで広げていくべきなのということも、論点としていただいたのかなと思っています。とりわけ採算性がない地域において、どうしてもブロードバンドというサービスをあまねく地域に張り巡らせるべきなのかどうかというのは、それは技術中立の点で、ワイヤレス固定まで広げるなど考えられてきたんだと思いますけれども、これまでの世帯という考え方から個々のユーザーまで広げるかどうかということというのは、これまた政策コストの費用対効果をしっかり議論すべきなのかなということ。

3点目は、ユニバーサルサービスとして提供義務の在り方ということもKDDIさんからいただいでいて、ブロードバンドには提供義務がないという指摘なんだと思います。このブロードバンドの提供主体というのは第二種適格電気通信事業者であるという観点で考えてみると、KDDIさんからいただいた各国の事例でいうと、また、KDDIさんからも御指摘あったんですけれども、経済合理性の点から、義務づけを行うという観点は合理的かなと思いますし、米国の事例なんかも十分参考になり得るのかなと思いました。

ということで、もうコメントですので、以上思った点なんですけれども、御発表された事業者の中で、もし私の指摘なりコメントが間違っていれば、御指摘いただければというこ

とで結構かと思います。

ありがとうございます。

【三友主査】 大橋先生、ありがとうございます。

もし何か今の御発言の内容につきまして、コメントあるいは訂正等々ありましたら願います、いかがでしょうか。

おっしゃったとおりだと、私も伺っていて思いましたが、よろしいでしょうか。

大橋先生、大変よく整理をしていただきまして、ありがとうございます。まさに私もそのとおりだと思いますので、今後、そういった点につきまして、ぜひ議論を深めていきたいなと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後、若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私も、実はお聞きしたいことは、ほぼほぼ皆様の御質問とお答えでお聞きできたように思うんですけども、私の疑問というのは、特別の資産を維持するということは確かに重要で、必要なことだと思っております。このあまねく責務というのが特別な資産を維持する効果を有しているという形で、ソフトバンクさんの32ページのスライドなどでは御紹介をいただいているところなんですけれども、これがユニバーサルサービスの在り方そのものと直接リンクしているのかというか、その辺がちょっと私の中では疑問だったんです。

つまり、その特別な資産の維持の義務というのを、別途何らかの形で担保できれば、ユニバーサルサービスのサービス自体というのはもう少しフリーに議論できるのかどうかと思っていたんですけども、その辺は、先ほどいろいろソフトバンクさんから御回答いただいたところで、何となく私の疑問は晴れたようにも感じております。もし何かその辺、追加で御意見があれば教えていただきたいというところと、それから、これは事務局の方をお願いしたいことなんですけれども、先ほど来、海外との比較というのが出ています。随分きちんと整理いただいたかと思っておりますけれども、かつ、先ほど三友先生からの御説明で、フィンランドの特殊性というは何となく分かったような気がするんですけども。実際にモバイルと組み合わせた場合の何らかのデメリットであるとか、うまくいっている理由であるとか、何らかのそういう背景等も含めて、もう少し詳しく教えていただければ、調べていただければうれしいかなと思います。

それから、もし日本と同様にモバイルのユニバーサルサービスに加えるかどうかという議論をしているところがEU以外にもあるとすれば、どのような議論がされているかとい

うことを教えていただければと思っております。

それから、これはないかもしれませんが、モバイルを加えると国民負担が増えるというのは、直感的にはすごくよく分かるんですけども、これ、何かどこかで試算が出ているとかということはございますでしょうか。もしあれば教えていただきたい、調べていただきたいということです。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 それでは、最初の点はソフトバンクさんに御回答いただければと思いますが。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 ソフトバンクの山田です。若林先生、御質問、コメントありがとうございます。

弊社の資料の32ページについて御説明させていただきますと、先生おっしゃったとおり、私どもとしては、ストレートに、もうこれを、インフラを保護する制度ということも、考え方としては私はあり得ると考えております。ただ、現状の電気通信事業法におけるユニバーサルサービスの制度は、あくまで役務という形で指定をしておりますので、そういった意味で言うと、現状、固定ブロードバンドという役務を指定することによって、結果としてそれが広がることで、基幹的なインフラというところがN T T法の効果と相まって、結果的にインフラを保護するというような形になっているのかなと考えております。

したがって、まさに本当に根本的に基礎的電気通信役務という考え方を、私どもでの資料でいう33ページの下のような形で、右側の役務の部分というところは別物と、あくまで赤い部分のみN T T法と、場合によっては、もしその維持において何かお金が必要だということであれば、赤い部分のところをN T T法と事業法でインフラを保護すると、そういった制度に将来的には移行するということも十分あり得るのかなと考えているところでございます。

以上です。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 すみません。あともう1点だけ補足なんですけれども、弊社の28ページにありますとおり、それ単体で他のサービスもという話もあるんですが、やはりこれ、モバイルとかいろいろなサービスに拡大していったときに、我々は、懸念が、ここに書いてあるような結構大きい、社会的懸念が高いと、いろいろな観点で起こると思っていますので、そこも含めて総合的に判断していただきたいというのが趣旨でございます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。

それでは、事務局から、幾つか要望がありましたので、御回答いただければと思います
が、いかがでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 三友先生、ありがとうございます。

若林先生からコメントいただいた点につきまして、可能な範囲でこちらでも調べてみた
いと思います。

ただし、ＫＤＤＩさんの資料にもございますとおり、技術中立という形でユニバーサル
サービスの定義がされていますけど、実際は、事業者の指定という形でこれを当てはめて
いまして、恐らくモバイル事業者が指定されているケースは現状少ないのではないかと思
っています。

いずれにせよ、こちらでも調べてみたいと思います。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

一通り皆様からの御意見をいただきました。もし追加の御質問等があれば、また事務局
宛てにお送りいただければと思います。前回と同様でございます。

また、オブザーバの方からお話をいただくことも考えておったんですけど、ちょっと時
間的に難しいのかなと思いますけれども、何かどうしても御発言されたい方がいらっしや
れば、また、この時間でも願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。よろし
いでしょうか。

ありがとうございます。

すみません。私から１点だけお話しさせていただきたいことがございます。

私、総務省の地域情報化アドバイザーというのを長いことやっておりまして、いわゆる
条件不利地域の市町村に行って、状況をお伺いすることが何回かあったんですけども、基
本的に、やはり皆さんがおっしゃることは、光が欲しいと。例えば、ソフトバンクさんが
提供された資料の21ページがございますけれども、この21ページの右側の点線の中、基地
局は当然あるんです。ですが、その周りに光のサービスはない。やはり何とかならないん
ですかというのが基本のお話でありました。ＮＴＴさんに相談しても、全くもうけんも
ほろろで相手にしてくれないというような状況。そういうような状況があったというところ
が、この検討の始まりだというふうに私は思っております。

ここのアンテナに、基地局につながっている赤い線のどっかに蛇口をつけることができ
るのか。それができるかできないかはよく分かりませんが、まさにこういう地域の

インフラをどうするのかというところが、この検討で非常に重要ですので、そのところは忘れないようにしたいなと私も思っております。

私の意見、これは意見でございますので、一言だけ申し上げさせていただきました。

他の皆様方から、何か最後にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたように、もし追加の御質問あるいは確認がございましたら、事務局までお送りいただければと思います。質問の相手は、本日のプレゼンをされた事業者の方々に限らず、N T Tさんも含めて、御質問があればいただければと思います。後日、事務局の方で回答を集約していただくようにいたします。

それでは、最後に、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の第3回のワーキングをこれにて閉会したいと思います。どうもありがとうございました。